



栃木県公報

平成 20 年
12月 1 日(月)
号 外
第 125 号

目 次

告 示

保安林皆伐面積の許容限度の公表..... 1

告 示

栃木県告示第695号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定に基づき、平成20年度における保安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成20年12月1日

栃木県知事 福田 富 一

森林計 画区名	単 位 区 域 名	市郡町村名	立木伐採面積の許容限度（単位 ha）					
			水源か ん養保 安林	土砂流 出防備 保安林	防風 保安 林	干害防 備保安 林	保健 保安 林	計
那珂川	大田原 地 区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田を除く。）、那須塩原市（本郷町、新朝日、宮町、本町、黒磯幸町、錦町、共墾社一丁目、住吉町、豊町、中央町、高砂町、弥生町、橋本町、桜町、材木町、大黒町、若葉町、東大和町、東栄一丁目、東栄二丁目、東豊浦、安藤町、末広町、豊浦町、清住町、新緑町、松浦町、阿波町、豊浦中町、原町、新町、西新町、豊住町、並木町、若草町、豊浦北町、豊浦南町、春日町、北栄町、美原町、黒磯、豊浦、共墾社、下厚崎、上厚崎、埜玉、鳥野目、小結、東原、渡辺、大原間、東小屋、山中新田、上大塚新田、佐野、三本木、木曾畑中、沼野田和、下中野、島方、上中野、笹沼、北和田、波立、中内、鹿野崎、無栗屋、唐杉、上郷屋、塩野崎、北弥六、前弥六、沓						

		掛、塩野崎新田、高林、箕輪、洞島、箭坪、木綿畑、湯宮、嶋内、百村、油井、亀山、細竹、西岩崎、板室、戸田、青木、越堀、寺子、鍋掛及び野間に限る。)及び那須郡那須町	357.41	54.52	0.22			412.15
同	那珂川中流地区	大田原市(狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田に限る。)、那須烏山市、芳賀郡茂木町及び那須郡那珂川町	161.35	90.98		3.74	2.00	258.07
那珂川鬼怒川	矢板地区	矢板市、那須塩原市(塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、墓沼、折戸、上横林、横林及び接骨木に限る。)、さくら市及び塩谷郡	405.63	114.14	1.14	0.54		521.45
鬼怒川	鬼怒川中流地区	宇都宮市、真岡市、河内郡及び芳賀郡(茂木町を除く。)		29.11		13.16		42.27
同	今市地区	日光市(上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一～三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目～四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川、滝ヶ原、足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町を除く。)	1,095.52	145.05				1,240.57
		日光市(上鉢石町、中鉢石						

同	日光地区	町、下鉢石町、稻荷町一～三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目～四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川及び滝ヶ原に限る。))	272.77	140.35				413.12
渡良瀬川	足尾地区	日光市（足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町に限る。）	193.71	42.24				235.95
同	黒川～小倉川地区	鹿沼市及び上都賀郡	834.02	184.49				1,018.51
同	佐野地区	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市及び下都賀郡	359.26	105.32		1.88		466.46
計			3,679.67	906.20	1.36	19.32	2.00	4,608.55

(森林整備課)